

**Shenzhen, China**

Rooms 1210-11  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen  
Tel: +86 755 8268 4480  
Fax: +86 755 8268 4481

**Shanghai, China**

Room 603, Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road  
Xuhui District, Shanghai  
Tel: +86 21 6439 4114  
Fax: +86 21 6439 4414

**Beijing, China**

Room 408A  
Interchina Commercial Building  
No.33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing  
Tel: +86 10 6210 1890  
Fax: +86 10 6210 1882

**Taiwan**

Room 303, 3/F., 142  
Section 4, Chung Hsiao  
East Road, Daan District  
Taipei, Taiwan  
Tel: +886 2 2711 1324  
Fax: +886 2 2711 1334

**Singapore**

36B, Boat Quay  
Singapore 049825  
Tel: +65 438 0116  
Fax: +65 6438 0189

## ニュージーランドの商標登録の手續と費用

ニュージーランドは《商標条例 2002》に基づく商標の権利付与を所掌する。パリ条約とマドプロの加盟国である。権利付与の原則は先願主義を採用していることです。商標登録は、出願日から 10 年間有効であり、有効期限までに 10 年間更新することができます。

### 1、 ニュージーランドの商標登録料金

手續		料金(米ドル)
<b>第一ステージ：商標調査</b>		
	每区分	110
(1) 調査依頼は強制的ではありません。 (2) 商標調査の範囲はニュージーランド知的財産庁のデータベースの限りです。 (3) 類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約 15 日かかります。		
<b>第二ステージ：願書作成</b>		
	1 区分目	620
	2 区分目以降、区分一つ増す毎に	550
(1) 上記の料金は手数料とニュージーランド知的財産庁に支払う費用を含んでいます。 (2) 上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品／指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。		
<b>第三ステージ：登録証受領</b>		
	每区分	200

備考：

- (1) 御社の商標登録が拒絶／却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談いただきます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。

## 2、 ニュージーランドの商標登録の費用／料金の例

### 例一：商標一つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査： 110 米ドル  
願書作成： 620 米ドル  
登録証受領： 200 米ドル  
合計： **930 米ドル**

### 例二：商標一つ区分二つ

御社が、「nBEAUTY」という商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）と第 26 類（リボン、テープ、ボタン、髪飾り、造花、つけひげ等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：  $110 + 110 = 220$  米ドル  
願書作成：  $620 + 550 = 1,170$  米ドル  
登録証受領： 200 米ドル  
合計： **1,590 米ドル**

### 例三：商標二つ区分一つ

御社が、「nBEAUTY」と「nNICY」という二つの商標を第 25 類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：  $110 + 110 = 220$  米ドル  
願書作成：  $620 + 620 = 1,240$  米ドル  
登録証受領：  $200 + 200 = 400$  米ドル  
合計： **1,860 米ドル**

上記の例は出願が拒絶／却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務 20 個までの基本料金です。指定商品／指定役務が 21 個以上になると、一個毎に 10 米ドル追加します。

### 3、 ニュージーランドの商標登録出願の書類

- (1) 商標出願の願書（弊社提出）。
- (2) 登録する商標の文字／画像（jpg ファイル）。
- (3) 商業／法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書、と身分証明書（出願人の名前と住所を表す証明）。
- (4) 優先権証明書（優先権を主張すれば、料金を別途で追加します）。

### 4、 ニュージーランドの商標登録の流れ

- (1) 弊社は出願人の商標と区分の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積書を作成いたします。
- (2) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りになります。
- (3) 費用を受け取ってから、弊社は商標調査をします（ある場合）。調査は約 15 日（公式検索の時間に基づいて）かかります。
- (4) 調査報告を参考し、出願をするかどうかをお決めください。出願をする確認と入金を受け取ってから、弊社は願書を作成し、ニュージーランド知的財産庁に提出します。
- (5) ニュージーランド知的財産庁は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は類似商標の有無、商標法について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶／却下されない場合は、公式公報に掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社はニュージーランド知的財産庁に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認ください。登録証をお送りいたします。

### 5、 ニュージーランドの商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは **6 - 10** ヶ月かかります。

### 6、 お支払い方法と期限

弊社は手續の勘定書を一つずつお送りいたします。もし中国または台湾の付加価値税のインボイスを必要されれば、7%または 5%の税金が増やすことになります。ご入金いただいてから、手續を進みます。

支払い方法：小切手、現金、電信送金、ペイパル（PayPal）（PayPal なら、5%の手数料は別途）。

## 7、 返金について

手続が始めれば、返金できません。ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。  
例えば：商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶／却下される可能性が高く、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登録が提出してから、ニュージーランド知的財産庁に拒絶／却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手続の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

本文書は日本語にも翻訳されているが、日本語版と英語版に不一致や矛盾がある場合には、英語版の内容が優先します。